

那覇市グリーン購入方針



令和3年5月改訂

那 覇 市

那覇市グリーン購入方針

1. 方針の目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、本市における環境への負荷の低減に資する物品または役務(以下「環境物品等」という)の調達の推進を図るため那覇市グリーン購入方針を定める。

2. 背景

グリーン購入の取り組みは、グリーン購入法が平成13年4月に施行されて以降、地方公共団体においても法に基づく取組が期待されている。本市においては、平成12年3月に「那覇市環境基本計画」、平成14年4月に「那覇市エコオフィス計画」を策定し、環境に配慮した製品の調達を推進してきた。その後、総務部総務課において、単価契約物品を中心にグリーン購入が推進されてきた。平成15年度に改訂された「那覇市エコオフィス計画」においては、環境に配慮した取組としてグリーン購入の推進がされている。

令和2年4月より、環境部環境政策課において那覇市グリーン購入指針を改訂。また、令和3年5月に「那覇市グリーン方針」として改訂し、継続して環境物品等の調達の推進を図るものとする。

3. 対象部局

市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会、上下水道局、消防局とする。

4. 調達の基本原則

- (1) 市が自ら率先して環境物品等を優先的に購入することは、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすこととなる。すなわち、経済社会の在り方そのものが環境負荷の少ない持続的発展が可能なものになることを目指すものであり、SDGsのゴール12「持続可能な生産消費形態を確保する」(つくる責任、つかう責任)の実現に向けた取組のひとつである。
- (2) 他の部署に余剰となっているものがないか、または余剰となった物品を必要としてい

る部署はないか、余剰物品システムを活用し、物品等の有効活用を図ること。

(3) 物品等の予算要求及び購入をする際には必要性をよく考え、次のような環境負荷低減の観点をもって調達すること。

- ① 再生材料や余材・廃材を使用していること。
- ② リサイクルしやすい材料が使われていること。
- ③ 耐久性が高く長期使用できること。
- ④ エネルギーや資源の消費が少ないこと。
- ⑤ 部品や消耗品の交換、詰め替えができること。
- ⑥ 梱包が簡易で包装材が環境に配慮していること。
- ⑦ 使用済みの製品の回収・リサイクルシステムがあること。また、分別廃棄ができること。
- ⑧ 有害物質や環境負荷が大きい物質の使用、排出がないこと。

(4) グリーン購入法適合商品であること。または、環境ラベルを取得していること。

5. 特定調達品目

特定調達品目とは、本市が重点的に環境負荷の少ない物品の調達を推進する品目のことをいう。その選択にあたっては、次の点に注意して選択を行なった。

- ① 製品の品質及び供給が安定していること。
- ② 環境負荷の少ない物品を選択するにあたって、著しく割高にならないこと（但し、自動車の一部を除く）。

なお、特定調達品目の判断の基準及び調達目標は、別紙1のとおりとする。

6. 推進方法

(1) 特定調達品目及び調達目標

環境部長は、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の改訂に伴い、本市の特定調達品目及び調達目標等を定めた「那覇市グリーン購入方針」について、毎年度見直しを行なうものとする。

(2) 各対象部局は、「那覇市グリーン購入方針」や国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、当該年度における物品等の調達を行なう。

(3) 調達実績の点検、公表

グリーン購入の調達実績の点検、公表については、年度ごとにこれを取りまとめ、公

表するものとする。

7. 物品等の購入方法

- (1) 購入しようとする物品（外注印刷物を含む）が那覇市の特定調達品目に該当しているかどうかを確認する。
- (2) 特定調達品目に該当する場合は、各メーカー発行の商品カタログや、グリーン購入のための商品カタログのほか、環境省等のホームページを参照し、環境に配慮された物品に関する情報を入手するものとする（「環境省環境ラベルデータベース」「エコ商品ねっと」等を参考にする。資料参照）。
- (3) 特定調達品目以外の物品についても、上記4. 調達の基本原則に基づき、可能な限り環境負荷の少ない物品を購入するものとする。

8. 印刷用紙の取扱い

印刷用紙については、平成31年3月22日付け環境省大臣官房環境経済課の事務連絡「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」の後、国からの通知がないことから「那覇市グリーン購入方針」の基準を満たすことが困難な場合は、引き続き代替品の納入を認めるものとする。

特定調達品目及び調達目標

別紙1

分野	品名	判断の基準 (※1)	調達目標	(参考) 環境ラベルや表示の例	(参考) 年製物品
紙類	【情報用紙】コピー用紙	(1)総合評価値(※2)80以上の再生紙で製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること(外箱またはパッケージに記載あり)。ウェブサイト等で容易に確認できること。 (2)グリーン購入法適合 (3)エコマーク製品 (4)グリーンマーク製品	100%	     	○
	【衛生用紙】トイレトペーパー、ティッシュペーパー	(1)グリーン購入法適合 (2)古紙パルプ配合率100%	100%		○
文具類	ノート	(1)グリーン購入法適合 (2)古紙パルプ配合率70%以上	100%		○
	額縁	(1)グリーン購入法適合 (2)フレームに再生材使用			○
	インデックス	(1)グリーン購入法適合 (2)古紙パルプ配合率70%以上			○
	両面粘着紙テープ	(1)グリーン購入法適合 (2)古紙パルプ40%以上			○
	鉛筆	(1)グリーン購入法適合 (2)木の端材・再生材使用			○
	マーキングペン(※3)	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材使用 (3)インクの交換や補充が可能			○
	消しゴム	(1)グリーン購入法適合			×
	シャープペンシル	(1)グリーン購入法適合 (2)再生プラスチック配合率40%以上			○
	シャープペンシル替芯	(1)グリーン購入法適合 (2)ケースの再生プラスチック配合率40%以上			○
	ボールペン	(1)グリーン購入法適合 (2)芯が交換できるもの			○
	はさみ	(1)グリーン購入法適合			○
	製本テープ	(1)グリーン購入法適合 (2)テープ基材に再生材使用			○
	ホワイトボード用イレイザー	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材使用			○
	カードケース	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材又は非塩ビ材使用			○
	クラフトテープ	(1)グリーン購入法適合 (2)テープ基材の古紙パルプ40%以上配合			○
	粘着テープ(布粘着)	(1)グリーン購入法適合 (2)テープ基材の再生プラスチック配合率40%以上			○
	のり(液状)(補充用含む)	(1)グリーン購入法適合 (2)補充が可能なもの			○
	のり(固形:スティックタイプ)(補充用含む)	(1)グリーン購入法適合 (2)補充が可能なもの			○
	のり(テープ)	(1)グリーン購入法適合 (2)消耗品の交換ができる			○
	のり(澱粉のり)(補充用含む)	(1)グリーン購入法適合 (2)補充が可能なもの			×
	スタンプ台	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材使用 (3)インク又は液が補充可能			○
	パンチ(手動)	(1)グリーン購入法適合 (2)本体に再生材使用			○
	ステープラー(ホッチキス)(汎用型)	(1)グリーン購入法適合 (2)本体に再生材使用			○
	ステープラー(汎用型以外)	(1)グリーン購入法適合 (2)本体に再生材使用			×
	紙めくりクリーム	(1)グリーン購入法適合 (2)容器に再生材使用			○
	カッターナイフ	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材使用			○
黒板ふき	(1)グリーン購入法適合 (2)本体に再生材使用	○			
事務用修正具(液状)(ペンタイプ修正液)	(1)グリーン購入法適合 (2)容器に再生材使用	○			
事務用修正具(テープ)(修正テープ)	(1)グリーン購入法適合 (2)消耗品の交換ができる	○			
朱肉	(1)グリーン購入法適合 (2)容器に再生材使用 (3)インク又は液が補充可能	○			
マグネット(玉)	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材使用・分別廃棄可能なもの	×			
マグネット(バー)	(1)グリーン購入法適合	×			

	チョーク	(1)グリーン購入法適合			○
	デスクマット	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材又は非塩ビ材使用			○
	パンチラベル(ペーパーパッチ)	(1)グリーン購入法適合 (2)古紙パルプ配合			○
	付箋紙	(1)グリーン購入法適合 (2)古紙パルプ配合			○
	ダストブロー	(1)グリーン購入法適合 (2)噴射剤にフロン類が使用されていないこと			○
	タックラベル(ラベルシール・ラベルシート)	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材使用			○
	付箋フィルム	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材使用			○
	名札(首下げ型)	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材又は非塩ビ材使用			○
	名札(机上用)	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材又は非塩ビ材使用			×
	名札(衣服取付型)	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材又は非塩ビ材使用			×
	事務用封筒(紙製)	(1)グリーン購入法適合 (2)古紙パルプ配合率40%以上			○
	窓付き封筒(紙製)	(1)グリーン購入法適合 (2)古紙パルプ配合率40%以上 (3)(窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合)再ブラ配合率40%以上または植物を原料とするプラスチックの使用			×
	ごみ箱	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材使用			○
	梱包用バンド(紙製)(エコひも)	(1)グリーン購入法適合 (2)古紙パルプ配合率100%			○
	ファイリング用品	(1)グリーン購入法適合 (2)古紙パルプ配合、再生材使用			○
	レターケース	(1)グリーン購入法適合 (2)本体・仕切板に再生材使用			×
	OAクリーナー(ウェット・液タイプ)	(1)グリーン購入法適合			×
	OHPフィルム	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材使用			×
	カッティングマット	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材または非塩ビ材使用			×
	メディアケース(CD-R等のケース)	(1)グリーン購入法適合			×
	連射式クリップ(ガチャック)(本体)	(1)グリーン購入法適合			×
	定規	(1)グリーン購入法適合 (2)再生材または非塩ビ材使用			×
オフィス家具等	机	(1)グリーン購入法適合 (2)エコマーク製品 (3)再生材が多く使用されていること。 (4)木質の場合は、ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/mh以下。 (5)素材ごとのリサイクル、または分別廃棄ができる。 (6)修理や部品交換が可能であること。	100%	 	×
	いす				×
	棚				×
	収納用什器(棚以外)				×
	黒板				×
	掲示板				×
	ホワイトボード				×
	傘立て				×
画像機器等 (リースの場合を含む)	コピー機・複合機	(1)グリーン購入法適合。 (2)待機電力、消費電力が少ないこと(エコマーク、国際エネルギースタープログラム(ver.2またはver.3)のロゴ等を参考にすること)。 (3)紙の使用量を削減する機能が付いていること(両面コピー・複数ページ印刷機能など)。 (4)古紙パルプ配合の再生紙に対応が可能であること。	100%	 	×
	プリンター	(1)グリーン購入法適合。 (2)待機電力、消費電力が少ないこと(エコマーク、国際エネルギースタープログラム(ver.2またはver.3)のロゴ等を参考にすること)。 (3)古紙パルプ配合の再生紙に対応が可能であること。 (4)カートリッジ方式の場合は、使用済みトナーの回収・再利用システムがあること。			×
	スキャナー	(1)グリーン購入法適合。 (2)待機電力、消費電力が少ないこと(エコマーク、国際エネルギースタープログラム(ver.2またはver.3)のロゴ等を参考にすること)。			×
	ファクシミリ	(1)グリーン購入法適合。 (2)待機電力、消費電力が少ないこと(エコマーク、国際エネルギースタープログラム(ver.2)のロゴ等を参考にすること)。			×

	トナーカートリッジ(年契外のものについては、パソコン用のみ)	(1)グリーン購入法適合。(2)使用済カートリッジの回収システムがあること。(3)リサイクル製品			○
電子計算機等	電子計算機(パソコン)	(1)グリーン購入法適合。(2)待機電力、消費電力が少ないこと(エコマーク、国際エネルギースタープログラム(ver.7以上)、省エネラベリング等を参考にすること)。	100%		×
	記録用メディア(CD-R)(DVD-R)	(1)グリーン購入法適合			○
オフィス機器等	電子式卓上計算機(電卓)	(1)グリーン購入法適合	100%		×
	一次電池(電池)(単1~単4)	(1)グリーン購入法適合 (2)JISマークのあるもの			○
家電製品	電気冷蔵庫	(1)グリーン購入法適合(グリーン購入法の基準エネルギー効率を満たすもの。省エネ法の多段階評価基準で「☆☆☆☆」以上または省エネ基準達成率で判断)。(2)特定の化学物質(※4)の含有情報が確認できること。(3)代替フロン(HFC)が使用されていない。(4)冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていない。	100%		×
	電気冷凍庫				×
	電気冷凍冷蔵庫				×
	テレビジョン受信機(テレビ)				×
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	(1)グリーン購入法適合(グリーン購入法の基準エネルギー効率を満たすもの。省エネ法の多段階評価基準で「☆☆☆☆」以上)。(2)特定の化学物質(※4)の含有情報が確認できること。(3)代替フロン(HFC)が使用されていない。(4)冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていない。	100%		×
自動車等(リースの場合も含む)	自動車(※5)	(1)次世代自動車であること(①電気自動車、②天然ガス自動車、③ハイブリッド自動車、④プラグインハイブリッド自動車、⑤燃料電池自動車、⑥水素自動車、⑦クリーンディーゼル自動車:定員10名以下の乗用車に限る)。(2)ガソリン車については乗用車は2020年度(平成32年度)燃費基準達成かつ低排出ガス車であること(排出ガス基準値:平成30年基準又は平成17年基準☆☆☆☆)。乗用車以外は平成27年燃費基準達成かつ低排出ガス車であること(排出ガス基準値:平成30年基準又は平成17年基準☆☆☆☆)。(3)ディーゼル車については、乗用車は2020年度(平成32年度)燃費基準達成車、乗用車以外は平成27年度燃費基準達成車。(4)LPガス車については、乗用車は2020年度(平成32年度)燃費基準達成かつ低排出ガス車(排出ガス基準値は平成30年基準又は平成17年基準☆☆☆☆)。小型貨物車は平成27年度燃費基準達成かつ低排出ガス車(排出ガス基準値:平成17年基準☆☆☆☆)。	100%		×
消火器	消火器	(1)グリーン購入法適合。(2)消火薬剤の40%以上が再生薬剤であること。(3)回収・リサイクルシステムがあること。	100%		×
制服・作業服等	作業服	(1)グリーン購入法適合。(2)再生PET樹脂配合率が25%以上。(3)エコマーク商品であること。	100%		×
作業手袋	作業手袋(軍手)	(1)グリーン購入法適合。(2)再生PET樹脂配合率が50%以上。(3)エコマーク商品であること。	100%		○
その他繊維製品	モップ	(1)グリーン購入法適合。(2)再生材使用	100%		○
役務(再生紙使用を明記)	印刷(外注印刷物)(※6) 例:冊子類(報告書等)、チラシ・パンフレット類(単色刷り、多色刷り)、ポスター	(1)グリーン購入法適合。(2)古紙パルプ配合 (3)白色度70%程度 (4)塗工するものについては、塗工量が両面で30g/m ² 以下。インクについて、(5)化学安全性が確認されていること。(6)芳香族成分を含まない石油系溶剤を用いるとともに、植物油含有量を増やして石油系溶剤を削減したインクを使用することが望ましい。(例:大豆油インクなど)	100%		×

(※1)「判断の基準」とは、調達推進にあたっての一つの目安であり、判断基準をみたま物品のみが推奨されるわけではない。判断基準への適合だけでなく、多様な環境負荷に配慮した調達を望ましい。

(※2)総合評価値とは、古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材パルプなど、持続可能性を目指した原料ごとの利用割合や、白色度などを所定の算定式で総合的に評価した値のこと。

(※3)蛍光ペン、ネームペン、油性マーカー、ホワイトボード用マーカーを指す。

(※4) 特定の化学物質とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリブロモビフェニル・ポリブロモジフェニルエーテルの6物質をいう。

(※5) 行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない場合や、特に貨物車、重量車において、燃費基準を満たした車両が存在しない場合は、必ずしも本判断の基準によらず調達してよい。
その場合には、可能な限り、燃費性能及び排出ガス性能のよい自動車を選択するものとする。

(※6) 印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないようにすること。

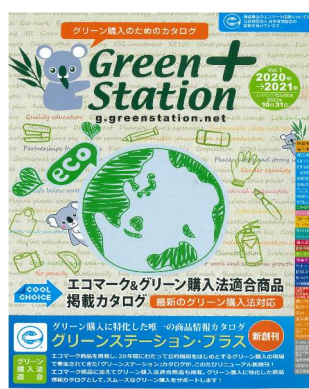
主な環境ラベル

マーク	マークの名称	マークの意味	対象品目
	エコマーク	様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負担が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。	紙類、文具類、機器類、OA機器、制服・作業服・作業用手袋等
	グリーンマーク	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示しています。古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。	紙、紙製品
	再生紙使用マーク(Rマーク)	再生紙の古紙パルプ配合率100%を表示するためのマークです。製紙原料としての古紙の利用率を高め、貴重な資源を有効に利用することにつながります。	紙、紙製品
	牛乳パック再利用マーク	使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマークです。回収された牛乳パック等の紙パックの再生品の利用拡大に寄与することを目的としています。	トイレットペーパーなどの紙製品
	PETボトルリサイクル推奨マーク	ペットボトルを再生加工された製品に表示されるマークです。ペットボトルの再生利用の推進を目的としています。	被服、プラスチック製品、文房具など
	国際エネルギースターロゴ	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本・米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。	パソコン、ディスプレイなどのOA機器
	統一省エネラベル	省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。	エアコン、テレビなどの電化製品
	省エネラベリング制度	省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。	エアコン、テレビなどの電化製品
	低排出ガス車認定	自動車の排出ガス低減レベルを示すものです。	自動車
	E & Qマーク(ECO & QUALITY)	使用済みトナーカートリッジをリサイクルする際の環境負荷を少なくすることに着目している。環境管理基準と品質管理基準に適合した製品の本体に表示されている。	リサイクルトナーカートリッジ

※主な環境ラベルです。物品を購入する際に参考にしてください。
その他の環境ラベルは下記(1)環境省ホームページから見ることができます。

参考インターネットサイト

- 環境省 環境ラベル等データベース
【<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>】
- グリーン購入ネットワーク エコ商品ネット
【<http://www.gpn.jp/econet/>】
- 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局
【<http://www.ecomark.jp/search/search.php>】
- グリーンステーション ※カタログもあります →
【<https://www.greenstation.net/>】
- 一般社団法人 日本自動車工業会
グリーン購入法適合車種リスト
【http://www.jama.or.jp/eco/eco_car/green_list/】
- リサイクル対応型印刷物
【http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/index.html】



事務連絡
平成31年3月22日

各府省庁等 グリーン購入法担当官 殿

環境省
大臣官房環境経済課

グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて

平素より環境行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨今、国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い、それに伴い、グリーン購入法の基本方針が規定する特定調達品目のうち、現時点では印刷用紙を中心に入手が困難な状況が続いております。

つきましては、グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて、グリーン購入法関係省庁等連絡会議において、別紙のとおり決定しましたので、この取扱いに沿った運用をお願いします。また、発注に当たっての参考例として「印刷用紙の購入」に関する仕様(例)を示しますので、御参照願います。

なお、当該決定については、地方公共団体等に参考送付します。

(お問い合わせ先)

環境省 大臣官房 環境経済課

担当 荒木、小澤

メール GPL@env.go.jp

TEL 代表 03-3581-3351 内線 6258

直通 03-5521-8229

FAX 03-3580-9568

【別紙】

グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて

平成31年3月22日
グリーン購入法
関係省庁等連絡会議決定

グリーン購入法が定める特定調達物品等の調達については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）に基づき国及び独立行政法人等（以下「国等」という）にて作成した調達方針に沿って実施することを原則としている。昨今、国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い、特に印刷用紙を中心に入手が困難な状況にある。そのため、印刷用紙の調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、当分の間、調達予定物品等の納入が難しいことを確認した上で、特定調達物品以外からの調達等、柔軟に対応することを確認する。なお、前記対応を行った場合は、経緯を整理するなど国等にて必要な措置を講ずるものとする。

また、会計年度終了後取りまとめる調達実績の概要には、古紙需給環境の影響で特定調達物品等の調達が困難であった旨を注記するものとする。

なお、当該決定については、地方公共団体等に参考送付するものとする。

なお、参考例として「印刷用紙の購入」に関する仕様の例を示します。

印刷用紙の購入に関する仕様（例）

納入物品の仕様

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める印刷用紙の「判断の基準」を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。